

## 第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 12 月 18 日 (月) 午後 3 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・7 椋下<sup>むくした</sup> 保<sup>たもつ</sup>・14 宮本<sup>みやもと</sup> 政春<sup>まさはる</sup>・15 守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>  
16 中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>・17 西森<sup>にしもり</sup> 偉統<sup>よしのり</sup>・18 結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・20 諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>  
22 中野<sup>なかの</sup> かつ子<sup>こ</sup>・23 片岡<sup>かたおか</sup> 真郁<sup>まさいく</sup>

以上 10 名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹  
美杉：前山主査

議事録署名者 18 結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・22 中野<sup>なかの</sup> かつ子<sup>こ</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)  
議案第 6 号 非農地証明願について  
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>それでは、第12回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日、議事録署名、18番、結城晋三委員、22番、中野たつ子委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしくお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は、1万9,911㎡、このうち田が1万8,181㎡、畑が1,730㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から8で、5ページをお願いします、件数は合計で8件、合計面積は4万1,689.91㎡で、その内訳は田が2万7,039㎡、畑が1万924㎡、その他、これは台帳地目が宅地、雑種地などになっている農地ですが、これが3,726.91㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、駐車場用地の1件で、面積は478.17㎡、地目は、台帳地目が宅地になっている畑です。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転でございます。</p> <p>番号1、権利者 _____、申請地は田で78㎡、取得年月日は昭和63年2月13日でございます。</p> <p>この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いします。</p> |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を</p>   |

議題とします。よろしくお願いいたします。

事務局

8ページ・9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積1万9,720㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1万9,720㎡、申請地 木造町二ノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積991㎡外5筆、合計面積5,316㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積1万2,173㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,011㎡、申請地 稲葉町茶屋\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,018㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積9,702㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,091.58㎡、申請地 一志町井生六反\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積3,011㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、面積8,753.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積2,747㎡、申請地 一志町石橋飛越\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積268㎡外6筆、合計面積1,774㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、面積6,369㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積4,988㎡、申請地 白山町北家城開下\_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積783㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

9ページをお願いします。

番号6、地区 ハッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積4,491㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積8,798㎡、申請地 白山町八対野白石\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積565㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件で、合計面積は、1万2,467㎡、このうち田が1万128㎡、畑が2,339㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。先日の8日に現地確認をしまりました。この\_\_\_\_\_さんは、農業のハウスのほうをたくさんされていますし、親子間の生前贈与ということで、何ら問題ないと思います。場所は\_\_\_\_\_の第1踏切の西側が一部、\_\_\_\_\_というのがそうです。ほかにも場所的に\_\_\_\_\_の田の真ん中にもございますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
2番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。これも同じ12月8日に諸戸部会長、それから田口委員、それから地元推進委員と、事務局と、私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の真北のところ、約50メートルのところでございます。事務局の説明のとおりでございますので、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。  
3番、4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。まず3番の大井地区の田んぼについては、\_\_\_\_\_の東あたりに当たるところで、\_\_\_\_\_さんという、最近営農拡大を進めておる人でして、前回も何か荒れ地を農地に返してというふうに相当努力をして見えるようでございます。8日に会長、私とそれから片岡委員、それから地元推進委員の立ち会いで確認をしました。

4番の高岡についても、現地の確認は、会長も片岡委員も、それから地元推進委員にも立ち会ってもらって、確認をしております。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
5番と6番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。まず5番のほうですが、家城で、12月8日に現地立ち会いのほうに行ってきました。メンバーのほうで、中谷・西森両委員と、事務局という形で立ち会いをさせていただきました。場所ですが、\_\_\_\_\_の雲出川挟んだところですが、北家城という場所にあるのですが、その中の田んぼの周り、周りが田んぼの中の一角になりまして、現状としましては、ハウスが2棟建っておりまして、使われる方もそのままの形で営農の拡大ということで、何ら問題ないようには話させていただいて、帰ってきた次第です。あとは事務局の説明どおりということになります。

それから、6番の八ツ山の方ですが、これも同じく12月8日で、立会人ということで地元推進委員、それから中谷・西森両委員と、それから行政書士、それから受人である\_\_\_\_\_さん本人ですが、それと事務局というメンバーでした。それから、場所ですが、国道165号線を青山方面へ、\_\_\_\_\_の信号から青山方面へ400メートルほど上った右手に、集落があるのですけれども、その場所です。ただ、現状は畑というよりも雑種地に近いような形で、どこに畑があるのかわからないような状況ではございますが、この受人の家が近い

ということで、かなりきれいな状態で保ってもらっておりました。ですので、これからもずっと同じような形できれいにしてくれるということで、非常に安心したような話でした。あとは、事務局の説明どおりということで、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。  
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思ひます。  
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 10ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。  
番号1、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口宮ノ西 \_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積499㎡。  
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号2、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町岡口堂谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積55㎡。  
これにつきましては、申請地を、駐車場用地とするものですが、平成17年ごろからこの目的で使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上、件数は2件、合計面積は554㎡、このうち田が499㎡、畑が55㎡でございます。  
いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。  
1番、お願ひします。

中谷委員 16番、中谷です。8日に西森・中谷委員、それと地元推進委員と事務局と、申請者とで確認をしてまいりました。場所は名松線の\_\_\_\_\_の西100メートルぐらいのところ。この田んぼの一角には、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_が立って、その\_\_\_\_\_と道路との間の部分に倉庫を建てたいということで申請が出ております。\_\_\_\_\_の北端は従来どおり野菜をつくるということで、あと、事務局の説明どおりで、何ら問題はないかと思えます。

続いて2番の大三のほうですけども、場所は\_\_\_\_\_の西50メートルほどの国道の向かい側にあります。西森・中谷両委員と、事務局、それと行政書士の立ち会いで確認をしました。以前から工場の駐車場ということで使われておりました。面積としては55㎡と車4台ぐらいしかとめられない、三角になった土地ですけども、事務局の説明どおりで、何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。  
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 11ページ、12ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外4名、申請地 久居明神町八丁山 \_\_\_\_\_、台帳地目 山林・現況地目 畑、面積6,436㎡のうち5,791㎡外4筆、合計面積8,437㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,103.52㎡、メンテナンス用通路を広く確保することから利用率といたしましては転用面積の36.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町狭見山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,730㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事業用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積244㎡外2筆、合計面積693㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、343.2㎡、転用面積の49.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町貝下\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積178㎡外3筆、合計面積1,178㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、転用面積の40.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻宮田\_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積34㎡外3筆、合計面積335㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自営業の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野白石\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積208㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 三多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町三多気奥田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積512㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、昭和55年ごろ、渡人が既に植林しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積188㎡外1筆、合計面積397㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をバイオエネルギー用の資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下多気上村\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積506㎡外2筆、合計面積1,257㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、土地が不整形でありますことから利用率といたしましては転用面積の38.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、合計面積は、1万4,747㎡、このうち田が1,209㎡、畑が5,036㎡、その他、これは台帳地目が山林・現況地目が畑で、8,502㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、3番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも先日8日の午後に現地確認してまいりました。事務局を初め会長、部会長、それから地元推進委員、それと私と見てまいりました。場所は、ちょうど\_\_\_\_\_の東300メートルぐらいのところでございます。これも何ら問題ないと思います。

2番が、これも8日の午後、見てまいりました。これも事務局以下、会長、部会長、それから地元推進委員と私で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の南約300メートルのところですよ。

そして、次の3番は、これは8日の午前に見てまいりました。場所は中勢バイパスの\_\_\_\_\_交差点、南約200メートルのところ、その隣に\_\_\_\_\_があります。そのすぐ北です。地元推進委員、農業委員の諸戸さんと椋下さんと事務局で見てまいりました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

4番、お願いします。

椋下委員

7番、椋下でございます。これも12月8日の午後に守山会長、それから諸戸部会長、それから地元推進委員、それから事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は、\_\_\_\_\_の南約300メートル、\_\_\_\_\_の北50メートルぐらいのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。

5番、お願いします。

宮本委員

14番、宮本です。これは去る8日、現場を確認させていただいたところ、場所は、\_\_\_\_\_の隣の土地でして、既に何か埋め立てられているような土地で、自分のところの駐車場に変えたいというようなことです。これは会長、それから片岡委員、それから地元推進委員が同じく現場を確認してくれております。何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

6番、お願いします。



西森委員 17番、西森です。これも12月8日、現地立ち会いをさせていただきました。国道165号線の\_\_\_\_\_の信号から400メートルほど青山方面に向かった右手のほうでした。それで立会人ですが、地元推進委員、それから中谷・西森両委員と、それから行政書士、事務局というような形で立ち会いをさせていただいて、現況ですが、畑で耕作してあるような形で、きれいにされている形でした。この受人は\_\_\_\_\_の方ですが、もう5年ほど前から1週間に1回はちゃんと戻ってきて、耕作をされているということで、責任を持ってされているように判断をさせていただきました。あとは事務局の説明どおりです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
7、8、9とお願いします。

結城委員 7番、8番、9番について説明をいたします。  
まず、7番について説明をします。8日に地元推進委員と事務局とで確認をいたしました。受人が所有する不動産、三多気\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_と、渡人が登記名義人となっている本件の申請地及び三多気\_\_\_\_\_と交換するものであるということで、土地の交換ということでございますので、よろしくをお願いします。

8番については、8日、地元推進委員は欠席でしたが、私と事務局と行政書士の方と現地を確認いたしました。渡人は近くに住んでいないので管理ができないということで、受人が当該地をバイオエネルギー用の資材置場としてやりたいということでございます。

それから、9番は、これも地元推進委員が欠席でしたが、私と事務局と行政書士と会長、部会長で現地を確認いたしました。これは茶畑があったのですが、茶畑を太陽光発電にしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）  
でございます。

番号1、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野田広 \_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積1,328㎡外1筆、合計面積1,622㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、504㎡、斜面部分への設置を避けておりますことから、土地の利用率といたしましては転用面積の31.1%になります。

なお、平成27年ごろから既に埋め立てられており、渡人から始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。8日に会長、部会長、それと事務局、西森・中谷委員と地元推進委員、それと行政書士とで確認をしてまいりました。場所は、国道165号、\_\_\_\_\_から上ってきますと、\_\_\_\_\_の入り口の東側50メートルぐらいの道路の北側にあります。田でしたが、水漏れがひどいということで耕作はされておらず、知り合いの土建業者の土砂捨て場という形で利用されていたようで、現在、土砂が道路と同じぐらいの高さまで捨ててありました。現状のまま、その高さで使う模様です。あとは事務局の説明どおりで、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。  
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

部会長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
でございます。  
番号1、地区 栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 稲  
葉町寺平尾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積370㎡外1筆、合計  
面積470㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に平成30年2月末日までの使用  
貸借権を設定し、申請地を仮設事務所用地として一時転用するものです。  
農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地です。  
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。これも12月8日の午前に諸戸部会長、田口委員、  
地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は、\_\_\_\_\_  
の南約100メートルのところでございます。事務局の説明のとおりでござ  
いまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。  
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

部会長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい  
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定し  
たいと思います。  
引き続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務  
局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願いについてでございます。  
番号1、地区 家城、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町大原天王\_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積197㎡。  
これにつきましては、提出されております平成2年4月30日国土地理院撮  
影の航空写真により、申請地は、この時既に山林化していることが確認できま  
す。  
このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している

土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。よろしくお祈いします。

西森委員

17番、西森です。これも12月8日、立ち合いさせていただきました。

立会人ですが、地元推進委員、それから中谷・西森両委員と行政書士、それから事務局というメンバーでした。場所ですが、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ1キロ程度、\_\_\_\_\_というキャンプ場がありますが、それを少し越えたところの道路沿いですが、山の切り立った右側ということで、かなり上のほうになっております。現状も写真のとおりですが、植林がされていたというような状況でございます。あとは事務局の説明どおりですので、よろしくお祈いします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で3万3,244㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1万3,199㎡、契約件数は19件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で3,125㎡、契約件数は1件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,304㎡、畑の使用貸借で2,377㎡、契約件数は7件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で3,330㎡、契約件数は1件で

ございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5万4,003㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で1万556㎡、合計契約件数は28件、合計面積は6万4,559㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区の8件で、合計面積は19,475㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で28.6%、面積では30.2%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてをご審議いただきます。

整理番号8番外4件についてです。\_\_\_\_\_委員、一時退室。

< 退 室 >

議 長

それでは、皆さん、この5件について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました5件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室願います。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をいただきます。皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

|      |  |
|------|--|
| 部会委員 | <一同 意見なし>  |
| 議 長  | それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。   |
| 部会委員 | <一同 異議なし>  |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>これらの案件につきましても、適正であると認め、市長に進達することといたします。<br>以上で、本部会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。 |
|      | 午後 3 時 4 3 分   |

上記は、第 1 2 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_